

第33号議案 長崎市職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

	ページ
<目次>	
1 改正理由 .....	P2
2 国家公務員等の旅費改正の趣旨 .....	P2
3 改正する条例 .....	P2
4 改正内容 .....	P3～13
5 施行期日 .....	P13
6 新旧対照表 .....	P14～42

総 務 部

令和7年2月

## 1 改正理由

職員等の旅費については国家公務員の旅費との均衡を踏まえ、その内容に準じた取り扱いとなっているが、「国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）」が令和7年4月1日付で施行されることに伴い、職員等の旅費の取扱いについて、国家公務員に準じて見直しを行うもの。また、関係する条例について所要の整備を行うもの。

## 2 国家公務員等の旅費改正の趣旨

国家公務員等の旅費について、国内外の経済社会情勢の変化に対応するとともに、事務負担軽減を図るため、旅費の計算等に係る規定の簡素化及び支給対象の見直しを行うほか、国費の適正な支出を図るための規定を整備する等の措置を講ずるもの。

(主な改正内容)

### 1. 旅費の計算等に係る規定の簡素化

- ・ **旅費の種目及び内容に係る規定の簡素化**（旅費支給に係る技術的事項を政令に委任し、適時・適切に時代の変化に対応）

### 2. 旅費の支給対象の見直し

- ・ **自宅発の出張に係る旅費の支給を可能とする**
- ・ **旅行代理店等に対する直接の支払を可能とする**（原則、旅行者への支払⇒旅行代理店への直接払いを可能とする）

### 3. 国費の適正な支出の確保

- ・ **法に違反して旅費を受給した旅行者等に対して旅費の返納を求め、旅行者の給与等からの控除を可能とする**

## 3 改正する条例

長崎市職員等の旅費に関する条例

長崎市実費弁償条例

長崎市消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例

※議員等の特別職は長崎市職員等の旅費に関する条例の改正に準じた取扱いとなる。

## 4 改正内容

《長崎市職員等の旅費に関する条例関係》

(1) 旅費の種目及び支給内容の改正（条例第8条から第17条、外国旅費は第26条）

実勢価格との乖離の解消、実態・運用に即した取扱いとするため、国の改正に準じて、旅費の種目と支給内容等を次のとおり改正する。

### 【旅費種目と支給内容】

現行		改正後	
鉄道賃	実費	鉄道賃	実費
船賃	実費	船賃	実費
航空賃	実費	航空賃	実費
車賃	実費+定額	<u>その他の交通費</u>	<u>実費</u>
日当	定額	<u>(廃止) ※1</u>	-
宿泊料	定額	<u>宿泊費</u>	<u>実費</u>
(新設)	-	<u>包括宿泊費 ※2</u>	<u>実費</u>
滞在手当	定額	<u>(廃止) ※3</u>	-
(新設)	-	<u>宿泊手当 ※4</u>	<u>定額</u>
移転料	定額	<u>転居費</u>	<u>実費</u>
着後手当	定額	<u>着後滞在費</u>	<u>実費</u>
扶養親族移転料	実費+定額	<u>家族移転費</u>	実費+定額
旅行雑費	実費	<u>渡航雑費</u>	実費
(新設)	-	<u>死亡手当 ※5</u>	<u>定額</u>

#### ※1 日当の廃止

昼食代を含む諸雑費・用務地内の交通費に充てるための日当を廃止し、用務地内の交通費を実費支給する。  
また、昼食代は通常の勤務時でも必要となる費用であることから、支給対象外とする。

#### ※2 包括宿泊費の新設

ホテルパック利用時の旅費種目として包括宿泊費を新設する。

#### ※3 滞在手当の廃止

一定規模の都市への出張に係る交通費及び宿泊の際の掛かり増し費用として支給していた滞在手当は廃止し、用務地内の交通費及び宿泊費を実費支給する。

#### ※4 宿泊手当の新設

宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費（夕・朝食代の掛かり増しを含む）に充てるための宿泊手当を新設する。

#### ※5 死亡手当の新設

職員が外国の在勤地において死亡し、又は出張若しくは赴任のための外国旅行中に死亡した場合の諸雑費に充てるための費用として死亡手当を新設する。

## ア 鉄道賃

### (ア) 支給要件

種類	現行	改正後
① 運賃	鉄道利用	鉄道及び軌道（路面電車やモノレール等）利用
② 急行料金	【内国旅行】 特別急行列車：片道 100 km 以上 普通急行列車：片道 50 km 以上 【外国旅行】公務のため必要な場合	公務のため必要な場合  （具体的な内容は運用方針として別途定める。）
③ 寝台料金（追加）	-	
④ 特別車両料金	【内国旅行】市長、副市長は利用可能 【外国旅行】職務の級が 7 級以上は利用可能	（現行通り）
⑤ 座席指定料金	【内国旅行】片道 100 km 以上 【外国旅行】公務のため必要な場合	公務のため必要な場合  （具体的な内容は運用方針として別途定める。）
⑥ 前各号に付随する費用（追加）	-	

### (イ) 支給内容

実費支給（現行通り）※割引等を適用して旅券を手配した場合は、当該実費を支給。

## イ 船賃

### (ア) 支給要件

種類	現行	改正後
① 運賃	船舶利用	(現行通り)
② 寝台料金	公務のため必要な場合	(現行通り)
③ 特別船室料金	市長・副市長が等級を設けない船舶 旅行で特別船室料金を徴する場合	【内国旅行】市長・副市長は利用可能 【外国旅行】職務の級が7級以上は利用可能
④ 座席指定料金	座席指定料金を徴する場合	公務のため必要な場合 (具体的な内容は運用方針として別途定める。)
⑤ 前各号に付随する 費用(追加)	-	公務のため必要な場合 (具体的な内容は運用方針として別途定める。)

### (イ) 支給内容

実費支給(現行通り)

※割引等を適用して旅券を手配した場合は、当該実費を支給。

## ウ 航空賃

### (ア) 支給要件

種類	現行	改正後
① 運賃	航空機利用	(現行通り)
② 座席指定料金 (追加)	-	公務のため必要な場合 (具体的な内容は運用方針として別途定める。)
③ 前二号に付随する費用 (追加)	-	公務のため必要な場合 (具体的な内容は運用方針として別途定める。)

### (イ) 支給内容

実費支給 (現行通り)

## エ その他の交通費 (現行の車賃を含む)

### (ア) 対象費用

- ① 道路運送法第3条第1号イの自動車運賃 (路線バス、高速バス、コミュニティバス、乗合タクシー等)
- ② 道路運送法第3条第1号ハの自動車運賃及びその他の旅客を運送する交通手段の運賃 (タクシー等)
- ③ 前二号に掲げる運賃以外の費用 (レンタカーの賃料、その他移動に要する費用)
- ④ 前三号に付随する費用

※②、③及び④は公務のため必要な場合の利用に限る

### (イ) 支給内容

実費支給 (現行は一部定額 (1 kmにつき 37 円。これにより難しい場合は実費支給))

## オ 宿泊費

(内国旅行)

【現行】

支給内容	市長・副市長 ・議員	行 5 級以上	行 4 級以下
定額	16,500	13,100	10,900

【改正後】

### 宿泊費基準額を上限に実費を支給

※1 下記の場合は上限額を超える場合であっても、実費を支給する。

① 宿泊施設の指定があり、当該施設以外での宿泊が困難

② 公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、最も安価な宿泊施設を選択するとき

※2 同一地方に 30 日を超えて長期滞在する際の減額の取扱いは廃止

(宿泊費基準額)

地域	市長 副市長 議員	行 9 級 以下	地域	市長 副市長 議員	行 9 級 以下	地域	市長 副市長 議員	行 9 級 以下	地域	市長 副市長 議員	行 9 級 以下
北海道	18,000	13,000	東京都	27,000	19,000	滋賀県	15,000	11,000	香川県	21,000	15,000
青森県	15,000	11,000	神奈川県	22,000	16,000	京都府	27,000	19,000	愛媛県	14,000	10,000
岩手県	13,000	9,000	新潟県	22,000	16,000	大阪府	18,000	13,000	高知県	15,000	11,000
宮城県	14,000	10,000	富山県	15,000	11,000	兵庫県	17,000	12,000	福岡県	25,000	18,000
秋田県	15,000	11,000	石川県	13,000	9,000	奈良県	15,000	11,000	佐賀県	15,000	11,000
山形県	14,000	10,000	福井県	14,000	10,000	和歌山県	15,000	11,000	長崎県	15,000	11,000
福島県	11,000	8,000	山梨県	17,000	12,000	鳥取県	11,000	8,000	熊本県	20,000	14,000
茨城県	15,000	11,000	長野県	15,000	11,000	島根県	13,000	9,000	大分県	15,000	11,000
栃木県	14,000	10,000	岐阜県	18,000	13,000	岡山県	14,000	10,000	宮崎県	17,000	12,000
群馬県	14,000	10,000	静岡県	13,000	9,000	広島県	18,000	13,000	鹿児島県	17,000	12,000
埼玉県	27,000	19,000	愛知県	15,000	11,000	山口県	11,000	8,000	沖縄県	15,000	11,000
千葉県	24,000	17,000	三重県	13,000	9,000	徳島県	14,000	10,000			

(外国旅行)

現行

都市区分	市長 副市長 議員	行 7 級以上	行 6～3 級	行 2 級以下
指定都市	29,000	22,500	19,300	16,100
甲地	24,200	18,800	16,100	13,400
乙地	19,400	15,100	12,900	10,800
丙地	17,400	13,500	11,600	9,700

改正後

都市区分	市長・副市長 ・議員	行 9 級以下
各都市別	9,000～65,000	8,000～59,000

例) 行政職給料表 9 級以下の場合

インドネシア (メダン) 1 泊 8,000 円、アメリカ合衆国 (ボストン) 1 泊 59,000 円



## カ 包括宿泊費（新設）

### （ア） 対象費用

移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用（ホテルパック）

### （イ） 利用基準

- ・ 原則、ホテルパック商品がある場合はホテルパックを利用（航空機に限らない）
- ・ 交通費の額と宿泊費基準額の合計額を上限として利用。（現行のホテルパックの取扱いと同様）

### （ウ） 支給内容

実費支給（現行通り）

## キ 宿泊手当（新設）

### （ア） 支給要件

宿泊を伴う旅行につき、1夜あたり定額支給

### （イ） 支給内容

内国旅行 … 全ての地で 2,400 円

外国旅行 … 宿泊地に応じて、3,900 円～5,400 円

### （ウ） 減額措置

No.	内容	減額措置
①	宿泊費又は包括宿泊費に朝食又は夕食のいずれかに相当するものが含まれる場合	定額の 2/3
②	宿泊費又は包括宿泊費に朝食及び夕食に相当するものが含まれる場合	定額の 1/3
③	交通費に食費に相当する経費が含まれる場合	定額の 1/3
④	旅行中に自宅等に宿泊する場合	支給しない

## ク 転居費、着後滞在手当、家族移転費

### (ア) 支給要件

赴任に伴い転居する場合（現行通り）

### (イ) 支給内容

・転居に伴う引越し費用、交通費、宿泊費、及び宿泊手当に相当する額の実費を支給する。（現行は一部定額）

### (ウ) 支給対象

職員及び職員の同居家族（現行は同居する扶養親族のみ対象）

## ケ 死亡手当（新設）

### (ア) 支給要件

職員が外国において死亡した場合

### (イ) 支給内容

定額 930,000 円を支給

(参考) 旅費額の比較

【東京（永田町周辺）出張の場合】 （日帰り出張）

区分	旅費種目	経路等	現行		改正後		差
交通費	その他交通費（車賃）	長崎駅⇒大村空港	実	1,200	実	1,200	0
	航空賃	大村空港⇒羽田空港	実	47,780	実	47,780	0
	鉄道賃（モノレール）	羽田空港⇒浜松町	実	520	実	520	0
	鉄道賃（JR）	浜松町⇒有楽町	日当対応		実	150	150
	鉄道賃（東京メトロ）	有楽町⇒桜田門			実	180	180
	鉄道賃（東京メトロ）	桜田門⇒有楽町			実	180	180
	鉄道賃（JR）	有楽町⇒浜松町			実	150	150
	鉄道賃（モノレール）	浜松町⇒羽田空港	実	520	実	520	0
	航空賃	羽田空港⇒大村空港	実	47,780	実	47,780	0
	その他交通費（車賃）	大村空港⇒長崎駅	実	1,200	実	1,200	0
小計			99,000		99,660		660
その他	日当（廃止）		定	2200		-	▲ 2,200
小計			2,200		0		▲ 2,200
合計			101,200		99,660		▲ 1,540

※航空賃は実費のため時期によって変動します。

【東京（永田町周辺）出張の場合】（1泊出張）

区分	旅費種目	経路等	現行		改正後		差
交通費	その他交通費（車賃）	長崎駅⇒大村空港	実	1,200	実	1,200	0
	航空賃	大村空港⇒羽田空港	実	47,780	実	47,780	0
	鉄道賃（モノレール）	羽田空港⇒浜松町	実	520	実	520	0
	鉄道賃（JR）	浜松町⇒有楽町	日当対応		実	150	150
	鉄道賃（東京メトロ）	有楽町⇒桜田門			実	180	180
	鉄道賃（東京メトロ）	桜田門⇒有楽町			実	180	180
	鉄道賃（JR）	有楽町⇒浜松町			実	150	150
	鉄道賃（モノレール）	浜松町⇒羽田空港	実	520	実	520	0
	航空賃	羽田空港⇒大村空港	実	47,780	実	47,780	0
	その他交通費（車賃）	大村空港⇒長崎駅	実	1,200	実	1,200	0
小計				99,000		99,660	660
その他	日当（廃止）		定	2,200		-	▲ 2,200
	宿泊費		定	10,900	実	12,000	1,100
	宿泊手当（新設）				定	2,400	2,400
	滞在手当（廃止）		定	500			▲ 500
小計				13,600		14,400	800
合計				112,600		114,060	1,460

※航空賃は実費のため時期によって変動します。

※改正後の宿泊費は実費額となるため変動します。東京都の上限額は19,000円

## (2) 旅費の支給対象の見直し（条例第3条第6項）

現行、旅費は旅行者に直接支給することとされているが、旅行者に対する旅費の支給に代えて、旅行役務提供者等に対する直接の支払を可能とする。

（旅行役務提供者）

旅行代理店、引越し業者、クレジットカード会社であって、市と旅行役務提供契約（旅行業者等が市に対して旅行に係る役務等を旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約）を締結したもの。

## (3) 適正な支出の確保

### ア 旅費の返納等（条例第27条）

条令等の規定に違反して旅費の支給を受けた旅行者等に対して旅費の返納を求めるとともに、旅行者の給与等からの控除を可能とする。

### イ 旅費請求時の添付書類（規則等での制定）

実費の支払となることを踏まえ、原則として支払いを証明する書類の提出を義務付ける。

### 《長崎市実費弁償条例及び長崎市消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例関係》

旅費の種目及び支給内容等の具体の規定を廃止し、改正後の長崎市職員等の旅費に関する条例に準じた旅費額を支給する旨の規定に見直し。

## 5 施行日

令和7年4月1日

## 6 新旧対照表

### 長崎市職員等の旅費に関する条例等の新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">【第1条関係】</p> <p>○長崎市職員等の旅費に関する条例 (昭和29年長崎市条例第29号)</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 出張 職員が公務のため一時その勤務場所 <u>(任命権者又はその委任を受けた者(以下「旅行命令権者」という。)</u>が認める場合には、<u>その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所)</u>を離れて旅行することをいう。</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 帰住 職員が<u>退職し、又は死亡した場合</u>において、その<u>職員又はその遺族</u>が生活の<u>根拠</u>となる地に旅行することをいう。</p> <p>(4) 家族 職員の配偶者 (<u>婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情</u>にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で<u>職員と生計を一にするもの</u>をいう。</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 出張 職員が公務のため一時その勤務場所を離れて旅行することをいう。</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 帰住 職員が死亡した場合において、その遺族が生活の<u>根拠地</u>となる地に旅行することをいう。</p> <p>(4) 扶養親族 職員の配偶者 (届出をしないが事実上婚姻関係と<u>同様な事情</u>にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で<u>主として職員の収入によつて生計を維持している者</u>をいう。</p>

(5) 〔略〕

(6) 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和 27 年法第 239 号）第 6 条の 4 第 1 項に規定する旅行者をいう。）その他の市長が別に定める者（以下「旅行者等」という。）であって、市と旅行役務提供契約（旅行者等が市に対して旅行に係る役務その他の市長が別に定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。以下同じ。）を締結したものをいう。

2 〔略〕

（旅費の支給）

第 3 条 〔略〕

2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

(1) 職員が出張又は赴任のための旅行中に退職、免職（罷免を含む。）、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員

(2) 職員が出張又は赴任のための旅行中に死亡した場合

(5) 〔略〕

〔新設〕

2 〔略〕

（旅費の支給）

第 3 条 〔略〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

には、当該職員の遺族

(3) 職員が死亡した場合において、当該職員の遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族

[新設]

3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、法第16条各号若しくは第29条第1項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となったときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。

[新設]

4 第1項及び第2項の規定により旅費の支給を受けられることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令の変更（取消しを含む。以下同じ。）を受け、又は死亡した場合その他市長が別に定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で市長が別に定めるものを旅費として支給することができる。

[新設]

5 第1項及び第2項の規定により旅費の支給を受けられることができる者が、旅行中天災その他市長が別に定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかつた場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅

[新設]



費額の範囲内で市長が別に定める金額を旅費として支給することができる。

6 第1項、第2項及び第4項に規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

(旅行命令)

第4条 前条第1項の規定に該当する旅行は、旅行命令権者の発する旅行命令によって行わなければならない。

2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令を発することができる。

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。

(旅行命令に従わない旅行)

[新設]

(旅費の種類)

第4条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、滞在手当、移転料、着後手当及び扶養親族移転料とする。

[新設]

[新設]

第 5 条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令（前条第 3 項の規定により変更を受けた旅行命令を含む。以下同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令の変更の申請をしなければならない。

〔新設〕

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに旅行命令権者に旅行命令の変更の申請をしなければならない。

〔新設〕

3 旅行者が、前 2 項の規定による旅行命令の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令に従った限度の旅行に対する旅費のみ  
の支給を受けることができる。

〔新設〕

（旅費の計算）

（旅費の計算）

第 6 条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして、次条から第 17 条までに規定する種目及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によつた

第 5 条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によって計算する。

経路及び方法によって計算する。

[削る]

[削る]

[削る]

(旅費の種目)

第7条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費とする。

[削る]

第6条 旅費計算上の旅行日数は、第3項の規定に該当する場合を除くほか、旅行のために現に要した日数による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、鉄道旅行にあつては400キロメートル、水路旅行にあつては200キロメートル、陸路旅行にあつては50キロメートルについて1日の割合をもつて通算した日数を超えることができない。

2 前項ただし書の規定により通算した日数に1日未満の端数を生じたときは、1日とする。

3 第24条から第26条までの規定に該当する場合には、旅費計算上の旅行日数は第1項ただし書及び前項の規定により計算した日数による。

第7条 旅行者が同一地域に滞在する場合における日当、宿泊料及び滞在手当は、その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数30日を超える場合にはその超える日数について定額の1割、滞在日数60日を超える場合にはその超える日数について定額の2割に相当する額をそれぞれの定額から減じた額による。

2 職員が研修を受けるため同一地域に滞在する場合にお

[削る]

(鉄道賃)

第 8 条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）第 2 条第 1 項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正 10 年法律第 76 号）第 1 条第 1 項に規定する軌道その他市長が別に定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第 2 号から第 6 号までに掲げる費用は、第 1 号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 急行料金

(3) 寝台料金

(4) 座席指定料金

(5) 特別車両料金（市長及び副市長（以下「市長等」と

いて、滞在日数 10 日を超えるときは、前項の規定にかかわらず、その超える日数について定額の 5 割に相当する額を、合同宿泊の設備があるときは、定額の 7 割に相当する額をそれぞれの定額から減じた額による。

3 同一地域に滞在中一時他の地に出張した日数は前 2 項の滞在日数から除算する。

第 8 条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過、職務の級の変更等のたや鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。）を区分して計算する必要がある場合には、事実発生後最初の到着地に到着した日をもって路程を区分して計算する。

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

いう。)に限る。)

(6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合は、最下級(市長等が移動する場合には、最上級)の運賃の額とする。

(船賃)

第9条 船賃は、船舶(海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他市長が別に定めるものをいう。以下同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 寝台料金

(3) 座席指定料金

(4) 特別船室料金(市長等に限る。)

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合は、最下級(市長等が

[新設]

[新設]

(鉄道賃)

第9条 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ別表第1に定める旅客運賃、急行料金、特別車両料金及び座席指定料金により支給する。

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

移動する場合には、最上級)の運賃の額とする。

(航空賃)

第10条 航空賃は、航空機(航空法(昭和27年法律第23号)第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他市長が別に定めるものをいう。以下同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合は、最下級(市長等が移動する場合には、最上級)の運賃の額とする。

(その他の交通費)

第11条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

(船賃)

第10条 船賃は、水路旅行について、路程に応じ別表第1に定める旅客運賃により支給する。

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

(航空賃)

第11条 航空賃は、公務の都合により許可を受けた航空旅行に限り、現に支払った旅客運賃の実費を支給する。

(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第

〔新設〕

1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を  
定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を  
行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動  
に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自

〔新設〕

動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送  
する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用  
する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送

〔新設〕

法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し  
渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費  
用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

〔新設〕

（宿泊費）

（車賃）

第12条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その  
額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して別表第1に  
定める額（以下「宿泊費基準額」という。）とする。ただ  
し、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として市長が別  
に定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

第12条 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行に  
ついて、路程に応じ別表第1の定額により支給する。ただ  
し、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により  
定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合  
には、実費を支給する。

〔削る〕

2 車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第8条の

[削る]

(包括宿泊費)

第 1 3 条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費の額並びに当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

[削る]

[削る]

[削る]

規定により区分計算をする場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。

3 前項の規定により通算した路程に 1 キロメートル未満の端数を生じたときは、切り捨てる。

(日当)

第 1 3 条 日当は、旅行中の日数に応じ別表第 1 の定額により支給する。

2 鉄道 1 0 0 キロメートル未満、水路 5 0 キロメートル未満若しくは陸路 2 5 キロメートル未満の旅行の場合又は県内の区域に限る旅行の場合における日当の額は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除くほか、前項の規定にかかわらず、同項の定額の 2 分の 1 に相当する額による。

3 鉄道、水路又は陸路にわたる旅行については、鉄道 4 キロメートル、水路 2 キロメートルをもつてそれぞれ陸路 1 キロメートルとみなして、前項の規定を適用する。

4 前 3 項の規定にかかわらず、市長が別に定める区域に限る旅行の場合には、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除くほか、日当は支給し



(宿泊手当)

第 1 4 条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して別表第 2 に定める 1 夜当たりの定額とする。

2 宿泊手当の額は、第 1 2 条の規定により支給される宿泊費は又は前条の規定により支給される包括宿泊費について、市長が別に定める場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、市長が別に定める額とする。

(転居費)

第 1 5 条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第 1 7 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して市長が別に定める方法により算定される額とする。

(着後滞在費)

第 1 6 条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞に係る費用とし、その額は、5 夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

[削る]

ない。

(宿泊料)

第 1 4 条 宿泊料は、旅行中の夜数に応じた別表第 1 の定額により支給する。

2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊し若しくは市有又は市借上の船舶を利用して旅行した場合に限り、支給する。

(滞在手当)

第 1 5 条 滞在手当は、市長が指定する都市に出張した場合に限り当該滞在日数に応じ 1 日につき 5 0 0 円を支給する。

(移転料)

第 1 6 条 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程に応じ次の各号に規定する額により支給する。

(1) 赴任の際扶養親族を移転する場合には、住所又は居

[削る]

[削る]

[削る]

(家族移転費)

第 17 条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

- (1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族一人ごと

所から勤務地までの路程に応じた別表第 2 の定額による額

- (2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の 2 分の 1 に相当する額

- (3) 赴任の際扶養親族が移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から 1 年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、各赴任について支給することができる前号に規定する額に相当する額の合計額）

2 前項第 3 号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。

(着後手当)

第 17 条 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、別表第 1 の日当定額の 5 日分及び宿泊料定額の 5 夜分に相当する額により支給する。

[新設]

に、職員がその移転をするものとして算定した鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の額の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から一年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

（旅費の支給額の上限）

第18条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第8条第1項各号、第9条第1項各号、第10条第1項各号及び第11条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

[削る]

[新設]

[新設]

（扶養親族移転料）

第18条 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について、次の各号に規定する額により支給する。

(1) 赴任の際扶養親族を住所又は居所から勤務地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親

[削る]

[削る]

[削る]

[削る]

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について第12条、第13条、第15条、第16条及び前条第1項並びに第6条の規定により計算した額と現に支払

族1人ごとに、その赴任の際における年齢に従い、次に規定する額の合計額

ア 12歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料及び着後手当の3分の2に相当する額

イ 12歳未満6歳以上の者については、アに規定する額の2分の1に相当する額

ウ 6歳未満の者については、その移転の際における職員相当の日当、宿泊料及び着後手当の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する金額を加算する。

(2) 前号アからウまでの規定により日当、宿泊料及び着後手当の額を計算する場合において、当該旅費の額に円位未満の端数を生じたときは、切り捨てる。

2 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であつた子をその赴任の後移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前項の規定を適用する。

った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(旅費の請求手続)

第19条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）に必要な資料を添えて、これを当該旅費又は当該金額の支出をする者（以下「支出命令者」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその資料を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給を受けることができない。

2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について前項の規

〔新設〕

〔新設〕

定による旅費の精算をしなければならない。

3 支出命令者は、前項の規定による精算の結果過払金があつた場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。 [新設]

4 支出命令者は、その支出した概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、当該支出命令者がその後においてその者に対し支出する給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。 [新設]

5 第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて市長が別に定めるものをいう。以下同じ。）をもつて提出することができる。 [新設]

6 前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、支出命令者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。 [新設]

7 第1項に規定する請求書及び必要な資料の種類、記載 [新設]

事項又は記録事項、第2項及び3項に規定する期間並びに第4項に規定する給与の種類その他の必要な事項は、市長が別に定める。

(市有の船車等を利用する場合の旅費)

第20条 市有又は市借上の船車等を利用して旅行する場合には、当該経路に係る鉄道賃、船舶及びその他の交通費は、支給しない。

(随行旅費)

第21条 職員が公務のため、上級の職員に随行して旅行する場合の旅費額については、当該上級職員の受ける旅費額まで増額することができる。

(旅費の調整)

第22条 任命権者は、旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 任命権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費によ

(市有の船車等を利用する場合の旅費)

第19条 市有又は市借上の船車等を利用して旅行する場合には、鉄道賃、船賃及び車賃は、支給しない。

(随行旅費)

第20条 職員が公務のため、上級の職員に随行して旅行する場合の旅費額については、当該上級職員の受ける旅費額まで増額することができる。

(在勤地内旅行の旅費)

第22条 在勤地内において旅行する場合の旅費については、市長が定める。第21条 旅行の性質、旅行地の状況その他特別の事情により、市長が必要があると認めるときは、この条例の規定にかかわらず、その旅行に要する旅費額の一部を減額して支給し、又はその全部を支給しないことができる。

[新設]

り旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、市長が必要と認める旅費を支給することができる。

(退職者等の旅費)

第24条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて市長が別に定めるものとする。

2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

(遺族等の旅費)

第25条 第3条第2項第2号又は第3号の規定により支給する旅費は、出張又は赴任の例に準じて市長が別に定めるものとする。

(退職者等の旅費)

第24条 職員が出張又は赴任中に退職、免職、失職又は休職(以下「退職等」という。)となった場合(当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。)には、前職務相当の額をもつて旧勤務地までの旅費を当該職員に対し支給する。

2 職員が前項の規定に該当する場合において、法第16条第1号、第2号、第4号又は第29条第1項各号に掲げる理由により退職等となった場合には、同項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。

[新設]

(遺族の旅費)

第25条 職員が出張又は赴任中に死亡した場合には、当該職員の前職務相当の額をもつて計算した死亡地から旧勤務地までの往復に要する旅費を当該職員の遺族に対し支給する。



〔削る〕

〔削る〕

〔削る〕

(外国旅費)

第 2 6 条 職員が外国に出張する場合の旅費は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 1 4 号）の

2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第 2 条第 1 項第 5 号に掲げる順位により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

第 2 6 条 職員が死亡した場合において当該職員の遺族がその死亡の日の翌日から 3 月以内にその居住地を出発して帰住したときは、第 1 8 条第 1 項第 1 号の規定に準じて計算した居住地から帰住地までの鉄道賃、船賃及び車賃を当該職員の遺族に対し支給する。この場合において同号中「赴任を命ぜられた日」とあるのは、「職員が死亡した日」と読み替えるものとする。

(旅行命令の取消の場合等の旅費)

第 2 7 条 第 3 条及び前 3 条の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受ける場合には、当該扶養親族を含む。以下同じ。）が、その出発前に旅行命令を取り消され又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちからその者の損失となった金額を旅費として支給することができる。

(外国旅費)

第 2 8 条 職員が外国に出張する場合の旅費は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 1 4 号）の

<p>規定に準じて支給する。</p> <p><u>(旅費の返納)</u></p> <p><u>第27条 支出命令者は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。</u></p> <p><u>2 旅行者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出命令者は、前項に規定する返納に代えて、当該支出命令者がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。</u></p> <p><u>3 前項に規定する給与の種類は、市長が別に定める。</u></p>	<p>規定に準じて支給する。</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>
<p>(委任)</p>	<p>(委任)</p>
<p><u>第28条</u> この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。</p>	<p><u>第29条</u> この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。</p>
<p>附 則抄</p>	<p>附 則抄</p>
<p>1・2 [略]</p>	<p>1・2 [略]</p>
	<p><u>(鉄道賃等の支給対象者の範囲の縮小)</u></p>
<p>[削る]</p>	<p><u>11 鉄道賃及び船賃の額については、市長が定める旅行(公務上の必要その他特別の事情があるものに限る。)のため</u></p>

支給するものを除き、当分の間、別表第1備考以外の部分船賃の欄中「運賃の等級を3階級に区分する船舶にあっては中級の運賃、2階級に区分する船舶にあっては上級の運賃」とあるのは「運賃の等級を3階級に区分する船舶にあっては中級の運賃、2階級に区分する船舶にあっては下級の運賃」と、同表備考1中「1等の旅客運賃を支給する」とあるのは「市長又は副市長については1等の旅客運賃を、行政職給料表の9級以下、医療職給料表(1)の4級以下又は医療職給料表(3)の5級以下の職務の級にある者については2等の旅客運賃を支給する」と、同表備考2中「1等の急行料金とする」とあるのは「市長又は副市長については1等の急行料金と、行政職給料表の9級以下、医療職給料表(1)の4級以下又は医療職給料表(3)の5級以下の職務の級にある者については2等の急行料金とする」と、同表備考4中「当該料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合に限り支給する」とあるのは「市長又は副市長が当該料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合に限り支給する」と、同表備考7中「特別船室料金を徴する場合には」とあるのは「特別船室料金を徴する場合には、市長又は副市長に限り」として、これらの規定を適用する。

【第2条関係】

○長崎市実費弁償条例

(昭和23年長崎市条例第62号)

(実費の算出)

第2条 実費は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額により弁償する。

(1) 旅費 長崎市職員等の旅費に関する条例(昭和29年長崎市条例第29号)の規定により一般職の職員に支給される旅費に相当する額

[削除]

(実費の算出)

第2条 実費は、次の区分により弁償する。

(1) 旅費

鉄道賃	船賃	車賃	日当	宿泊料
		(1キロメートルにつき)	(1日につき)	(1夜につき)
旅客運賃、急行料金、特別車両料金及び座席指定料金	運賃の等級を3階級に区分する船舶にあっては中級の運賃、2階級に区分する船舶にあっては	37円	2,200円	10,900円
			0円	00円

	上級の運賃、 等級を設けな い船舶にあつ ては実費				
<p><u>備考</u></p> <p>(1) 旅客運賃の等級を2階級に区分する線路による旅行の場合には、1等の旅客運賃を支給する。</p> <p>(2) 普通急行列車又は準急行列車を運行する線路による旅行で、片道50キロメートル以上のものには、旅客運賃のほか、普通急行料金を支給する。この場合において、当該旅行が備考の(1)に該当するものであるときは、1等の急行料金とする(備考の(3)の場合について同じ)。</p> <p>(3) 特別急行列車を運行する線路による旅行で、片道100キロメートル以上のものには、旅客運賃のほか、特別急行料金を支給する。</p> <p>(4) 特別車両料金は、当該料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合に限り支給する。</p> <p>(5) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、旅客運賃及び急行料金のほか、座席指定料金を支給する。この場合において、座席</p>					

	<p>指定料金は、普通急行列車を運行する線路による旅行で、片道100キロメートル以上のものに限り支給する。</p> <p>(6) 寝台を設備する船舶による旅行で、公務上の必要により寝台料金を必要とした場合には、運賃のほか、寝台料金を支給する。</p> <p>(7) 運賃の等級を設けない船舶による旅行で、特別船室料金を徴する場合には、運賃のほか、特別船室料金を支給する。</p> <p>(8) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、運賃のほか、座席指定料金を支給する。</p> <p>(9) 同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、同一階級内の最上級の運賃を支給する。</p> <p>(10) 本市に居住する者については、特別の理由がある場合を除くほか、日当のみを支給する。</p>
<p>(2) <u>出頭又は参加のため特に要した費用</u> <u>その費用の額に相当する額</u></p>	<p>(2) <u>出頭又は参加のため特に要した費用</u></p>
<p>(実費の支給等)</p> <p>第3条 前条第1号の支給については、長崎市職員等の旅</p>	<p>(実費の支給等)</p> <p>第3条 前条第1号の支給については、長崎市職員等の旅</p>

費に関する条例の規定を準用する。	費に関する条例 <u>(昭和 29 年長崎市条例第 29 号)</u> の規定を準用する。
2 [略]	2 [略]
<b>【第 3 条 関係】</b>	
○長崎市消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例	
(昭和 40 年長崎市条例第 34 号)	
(費用弁償の額)	(費用弁償の額)
第 4 条 消防団員が公務のため旅行するときは、 <u>長崎市職員等の旅費に関する条例 (昭和 29 年長崎市条例第 29 号)</u> の規定により一般職の職員に支給される旅費に相当する額の費用弁償を支給する。	第 4 条 消防団員が公務のため旅行するときは、 <u>別表に定める額</u> の費用弁償を支給する。
(費用弁償の支給)	(費用弁償の支給)
第 5 条 前条に規定する費用弁償は、長崎市職員等の旅費に関する条例の規定に準じて支給する。	第 5 条 前条に規定する費用弁償は、長崎市職員等の旅費に関する条例 <u>(昭和 29 年長崎市条例第 29 号)</u> の規定に準じて支給する。

[削る]

別表（第4条関係）

旅費額

種類 職	鉄道費	船賃	車賃 (1キロメ ートルに つき)	日当 (1日に つき)	宿泊料 (1夜につ き)
団長又 は副団 長	旅客運賃、急行料金、特別料金	運賃の等級を3階級に区分する船舶にあっては中級の運賃、2階級に区分する船舶にあっては上級の運賃、等級を設けない船舶にあっては実費	円 37	円 2,600	円 13,100
分団長 その他 の団員	別車両料金及び座席指定料金	運賃の等級を3階級に区分する船舶にあっては中級の運賃、2階級に区分する船舶にあっては上級の運賃、等級を設けない船舶にあっては実費		円 2,200	円 10,900

備考

- 1 旅客運賃の等級を2階級に区分する線路による旅行の場合には、1等の旅客運賃を支給する。
- 2 普通急行列車又は準急行列車を運行する線路による旅行で、片道50キロメートル以上のものには、旅客運賃のほか、普通急行料金を支給する。この場合において、当該旅行が備考の1に該当するものであるときは、1等の急行料金とする（備考の3の場合について同じ。）
- 3 特別急行列車を運行する線路による旅行で、片道100キロメートル以上のものには、旅客運賃のほか、特別急行料金を支給する。
- 4 特別車両料金は、当該料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合に限り支給する。



5 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、旅客運賃及び急行料金のほか、座席指定料金を支給する。この場合において、座席指定料金は、普通急行列車を運行する線路による旅行で、片道 100 キロメートル以上の旅行に限り支給する。

6 寝台を設備する船舶による旅行で、公務上の必要により寝台料金を必要とした場合には、運賃のほか、寝台料金を支給する。

7 運賃の等級を設けない船舶による旅行で、特別船室料金を徴する場合には、運賃のほか、特別船室料金を支給する。

8 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、運賃のほか、座席指定料金を支給する。

9 同一階級の運賃を更に 2 以上に区分する船舶による旅行の場合には、同一階級内の最上級の運賃を支給する。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の長崎市職員等の旅費に関する条例（以下「改正後の旅費条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に改正後の旅費条例第2条第1項第1号に規定する旅行命令権者が旅行命令を発する旅行について適用し、施行日前に改正前の長崎市職員等の旅費に関する条例第3条の規定により旅費を支給することとした旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に同条の規定により旅費を支給することとされ、かつ、施行日以後に同号に規定する旅行命令権者が当該旅行の変更をする場合については、改正後の旅費条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の長崎市実費弁償条例（以下「改正後の実費弁償条例」という。）第2条の規定及び第3条の規定による改正後の長崎市消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の消防団員の報酬等条例」という。）第4条の規定は、施行日以後に出発する旅行から適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。
- 4 附則第2項の規定は、改正後の実費弁償条例第3条第1項の規定において改正後の旅費条例を準用する場合及び改正後の消防団員の報酬等条例第5条の規定において改正後の旅費条例の規定に準じて支給する場合について準用する。
- 5 改正後の旅費条例第27条の規定は、改正後の旅費条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

### (委任)

- 6 前4項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。